

【重点課題４】安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実

取組方針

だれもがより満足度の高いサービスを受けられることで、そのひとらしい豊かな生活を実現していくために、利用者等の様々なニーズに応えられる介護・福祉サービスの充実と、介護基盤の整備を進めていきます。

また、介護・福祉サービス分野に従事する人材の確保・育成に向けた取組を進めます。

【施策の体系】

施策・事業数 45(うち、新規6)

1 介護サービスの充実

(1) 24時間365日の支援体制の拡充

- 401 重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅系サービスの充実
- 402 地域に根ざした小規模な施設・事業所を中心とした、施設・居住系サービスの整備促進等
- 403 特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進
- 404 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者の増加に対する取組の推進
- 405 地域密着型サービスの基盤整備
- 406 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携
- 407 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究

(2) 介護保険事業の円滑な実施

- 408 介護サービス事業者への適正な指定、指導監督の実施
- 409 適正な認定調査の実施
- 410 適正な要支援・要介護認定の実施
- 411 介護支援専門員への支援
- 412 介護サービス事業者及び関係機関との連携 311再掲
- 413 介護保険給付費明細通知の送付
- 414 医療情報との突合・給付実績の縦覧点検
- 415 介護保険制度の仕組みに対する市民の理解
- 416 介護サービスの普及・啓発の推進
- 417 保険料の確実な徴収
- 418 低所得者に対する支援＜新規＞

(3) 介護サービスの質的向上

- 4 1 9 介護保険施設におけるサービスの質の向上への支援
- 4 2 0 介護サービス従事者に対する各種研修の実施
- 4 2 1 介護福祉士等によるたん吸引等の実施への対応
- 4 2 2 介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応
- 4 2 3 介護相談員派遣事業の充実
- 4 2 4 介護サービス事業者に関する評価内容の公表

2 保健福祉サービスの充実

- 4 2 5 配食サービスをはじめとする在宅福祉サービスの充実による生活支援
- 4 2 6 緊急通報システム事業の充実と利用者負担の公平化 1 3 7 再掲
- 4 2 7 すこやか生活支援介護予防事業の実施
- 4 2 8 家族への介護用品の給付，福祉用具の利用支援
- 4 2 9 カウンセリング相談や家族介護者向け講習会等の充実をはじめとする介護家族への支援＜新規＞
- 4 3 0 短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の充実＜新規＞
- 4 3 1 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営支援
- 4 3 2 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの介護機能の強化
- 4 3 3 高齢者福祉施設の耐震化，老朽化，防災対策
- 4 3 4 地域における切れ目のない総合的なリハビリテーション体制の充実＜新規＞
- 4 3 5 難病のある高齢者への支援
- 4 3 6 精神疾患のある高齢者への支援
- 4 3 7 高齢外国籍市民への支援
- 4 3 8 リバースモーゲージ制度に関する研究の検討＜新規＞

3 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成

- 4 3 9 介護職員の労働環境や処遇の改善
- 4 4 0 教育機関・養成施設等との連携による人材確保
- 4 4 1 潜在的有資格者の掘り起こし
- 4 4 2 多様な人材の参入・参画の促進
- 4 4 3 誰もが研修を受講しやすい体制の構築
- 4 4 4 社会的評価の向上に係る取組の推進
- 4 4 5 専門性の確立やキャリアアップに係る各種研修の体系的な実施と認定制度の創設＜新規＞

1 介護サービスの充実

(1) 24時間365日の支援体制の拡充

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者、医療と介護の双方を必要とする方の増加など、近時の要介護高齢者の状態像や取り巻く環境の変化を踏まえて、要介護度が重くなっても、できる限り生活の場を変えることなく、高齢者が自ら選択した場所で、安心して暮らし続けられるよう、着実かつ適正に介護サービス基盤の整備を推進し、24時間365日の支援体制を充実していきます。

第5期計画期間においては、地域包括ケアの理念の実現に向けて、要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅サービスの基盤整備を推進するとともに、地域に根ざした小規模な施設・居住系サービスを重点的に整備していきます。

また、地域密着型サービスの整備に当たっては、各サービスの内容や現在の基盤整備の状況等を踏まえた基盤整備の考え方を設定します。

〔施策・事業〕

401 重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅系サービスの充実

多くの高齢者は介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っており、在宅を基本とした生活を継続していけるよう支援することが求められています。

本市においては、訪問介護や通所介護等の居宅系サービスの基盤整備を着実に推進し、在宅での生活の可能性の拡大を図っていきます。とりわけ、小規模多機能型居宅介護については、地域包括ケアの実現に向けての重要な介護サービス基盤であることから、更に整備の促進を図っていきます。

居宅系サービスの基盤整備は、原則として、社会福祉法人や医療法人、営利法人等の民間事業者において行われることから、要支援・要介護認定者数や各サービスの利用状況、地域ごとのサービス事業所数等の情報提供を行い、介護サービス事業者の参入や事業拡大を促進し、各地域において必要なサービス量を確保します。

また、山間地域においては、採算上の理由等から居宅系サービスが行き届かない場合があることから、当該地域においてサービス提供を行う事業者に対して協力金を交付し、支援を行うことで、当該地域で必要なサービス量を確保していきます。

402 地域に根ざした小規模な施設・事業所を中心とした、施設・居住系サービスの整備促進等

要介護度が重くなるなどにより、在宅での生活が困難な高齢者に対して適切なサービスを提供するため、施設・居住系サービスの基盤整備を着実かつ計画的に推進します。

整備に当たっては、住み慣れた地域や住まいにおける生活を継続できるよう、地域に根ざした小規模な施設・居住系サービスの整備を重点的に推進します。

特に、常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な方にとって、「終の棲家」としての役割を担う特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）については、適正配置と質の確保に留意しつつ、定員が29人以下の小規模な施設に力点を置き、整備を進めます。

また、今後認知症高齢者の増加への対応は喫緊の課題であり、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の整備を強力に推進します。

さらに、転換期限が6年間延長され、平成29年度末で廃止される介護療養型医療施設については、介護老人保健施設等に転換する意向のある医療機関からの相談にきめ細かに対応し、転換が円滑に進められるよう支援します。

【数値目標】介護保険施設の整備等目標数

(人分)

目標指標	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4,900	5,085	5,223	5,536
(うち地域密着型介護老人福祉施設)	(156)	(272)	(330)	(553)
介護老人保健施設 (介護療養型老人保健施設含む)	3,803	4,009	4,129	4,129
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	919	1,225	1,486	1,756

403 特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進

特別養護老人ホームの新規整備については、個室・ユニットケア施設を原則とするほか、既存施設についても、個室・ユニットケア施設への改修を支援します。

また、利用者のその人らしい生活の尊重と継続を目指し、ユニットケアの取組への支援等によりサービス内容の向上を図ります。

404 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者の増加に対する取組の推進

入所の必要性の高い方が早期に入所できるよう、各施設に対し特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用を指導します。また、入所指針の適切な運用により、要介護度が高い方等、より重度の入所者が増加することに対応するため、施設職員の技術向上を図ります。

405 地域密着型サービスの基盤整備

単身の高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の増加に対応し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能な地域密着型サービスについて、整備促進のためにセミナー開催等を行い、基盤整備の促進を図ります。

基盤整備に当たっては、地域バランスも含めた現在の整備状況や、サービスの内容や特性等を踏まえてサービスの種類ごとに設定している基盤整備の考え方を見直し、更なる整備促進を図っていきます。

また、平成24年4月創設の新たなサービス類型である、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスについては、地域包括ケアの理念を踏まえ24時間365日の支援体制の充実に向けて、導入を図っていきます。

〔地域密着型サービスの基盤整備の考え方〕

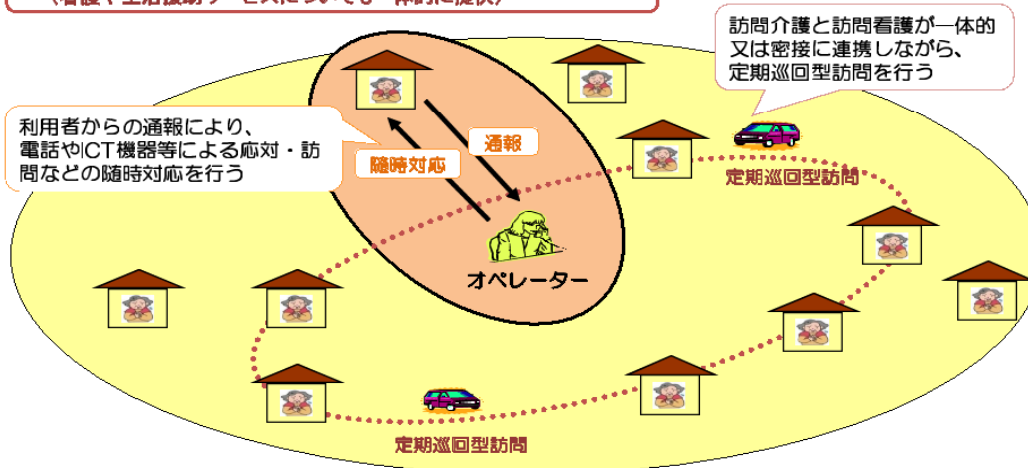
サービスの種類	基盤整備の考え方
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	全市単位
夜間対応型訪問介護	全市単位
認知症対応型通所介護	全市単位
小規模多機能型居宅介護	日常生活圏域に1箇所以上
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	行政区ごとに数箇所
地域密着型特定施設入居者生活介護	全市単位
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	全市単位

※ 複合型サービスは、既存サービスを組み合わせて提供するサービスであるため、基盤整備の考え方の単位設定はありません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ（厚生労働省作成資料）

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

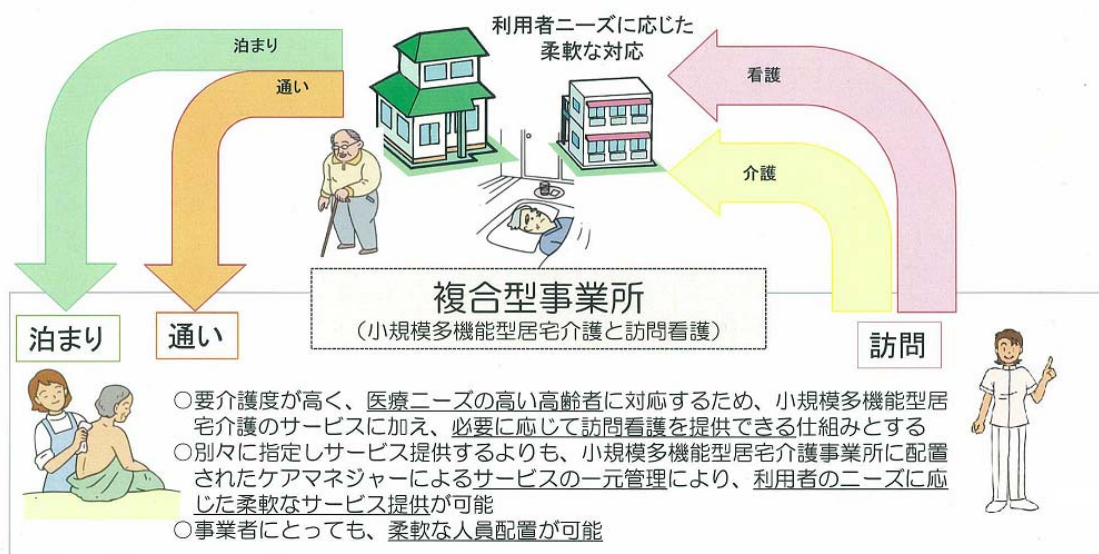
- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ（介護予防サービスは規定していない）
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス（看護や生活援助サービスについても一体的に提供）



小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要（イメージ図）

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ



406 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携

地域密着型サービスの円滑な運営のためには、地域住民や、地域包括支援センター等の地域の関係機関と密接に連携した運営が必要となります。

地域住民等との協議や、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）等に義務付けられている運営推進会議の開催を通じて、地域に開かれた透明性の高い運営を確保するとともに、地域の持つ課題を地域住民等と共有し、地域住民等と連携して解決に向けた取組を進めます。

さらに、区役所・支所が開催する介護サービス等事業者連絡会や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への地域密着型サービス事業者の参加を促し、地域密着型サービス事業者と、地域の介護サービス事業者や関係機関等との連携の強化を図ります。

407 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究

地域密着型サービスの運営上の課題の解決や発展、普及・啓発に向けた取組を進めるため、京都地域密着型サービス事業所協議会等の関係団体と連携し、調査・研究を行います。

（２）介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるための社会保険制度であり、市民・事業者・行政が連携して、それぞれの立場で、適正かつ円滑な事業運営に携わる必要があります。

本市においては、市民の方に対して適正・良質なサービスが提供できるよう、介護サービス事業者の指定を適切に行うとともに、必要に応じて、指導・監督を実施していきます。

また、介護保険制度は、市民の理解と納得の下に成り立つものであり、介護保険制度の安定した運営を確保し、市民からの信頼が得られるよう、保険給付の適正化に係る施策・事業を進めるとともに、制度の理念やルール、利用方法等について、利用者やその家族のみならず、広く市民に周知・啓発を図っていきます。

〔施策・事業〕

408 介護サービス事業者への適正な指定、指導監督の実施

今般の介護保険法の改正により、平成24年4月から、居宅サービスと施設サービスの指定及び指導監督権限が、新たに京都府から本市に移譲されることから、今後は、本市において、地域密着型サービスのみならず、介護サービス全般についての指定及び指導監督を実施することとなります。

これらの権限を有効かつ効果的に行使し、各介護サービス事業者の指定を適切に行うとともに、事業者の育成・支援を基本とした集団指導や実地指導により、サービスの質の向上と保険給付の適正化を図る一方で、介護報酬の不正請求や運営基準違反が疑われる場合には、迅速に監査を実施し、介護報酬の返還請求や事業者指定の取消等の必要な措置を講じることにより、介護保険事業の適正な運営に努めます。

なお、介護サービス事業者の適正な運営を確保するために、必要に応じて、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会の分科会を指定の受付・要件や適正な運営を確保する方策を検討する委員会と位置付け、協議を行います。

409 適正な認定調査の実施

平成21年度の制度改正により、認定調査については、審査判定の材料となる基本調査項目の平準化が図られ、より客観的な事実に基づく認定へと見直しが行われました。本市では、市内の事業所・施設等に在籍する認定調査員に対する研修会等を通じて、今後とも制度の周知に努め、認定調査の公平性・中立性を確保します。

410 適正な要支援・要介護認定の実施

介護認定審査会委員に対する研修の実施や合議体長による協議の場の設定を定期的に行うとともに、国が示す適切な判断方法により、公正・公平な審査判定を行い、適正な要支援・要介護認定に努めます。

411 介護支援専門員への支援

介護保険制度の要として活動している介護支援専門員が業務を的確に行えるよう、京都府介護支援専門員会とも連携を図りながら、活動を支援します。

また、自立支援に資するケアマネジメントに向けた助言・指導を実施し、ケアプランの質の向上のための支援を行います。

4 1 2 介護サービス事業者及び関係機関との連携

3 1 1 再掲

各区役所・支所単位で開催する介護サービス等事業者連絡会において、区役所・支所からの情報提供、介護サービス事業者間の情報交換や事例検討等を行うことにより、包括的なサービス利用が円滑に行われるよう、これらの関係機関の連携を強化します。

また、地域密着型サービスについては、運営推進会議の開催を通じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等、地域の関係機関との連携の強化が図れるよう支援します。

4 1 3 介護保険給付費明細通知の送付

利用者への情報提供の観点から、介護サービスの利用状況をお知らせする介護保険給付費明細通知を定期的に送付します。この通知により利用者の介護保険制度に係る理解を促進し、実績のないサービスが請求されていないことを利用者が確認できるようにすることで、不正・不当な介護報酬の請求の防止に努めます。

4 1 4 医療情報との突合・給付実績の縦覧点検

国民健康保険団体連合会から提供される資料に基づいて給付実績の縦覧点検を実施し、医療給付情報との突合による重複算定の有無等の確認及び居宅介護支援における給付実績がない者に対する居宅介護サービス計画費の請求の確認等を介護サービス事業者へ照会します。その結果、請求誤りであることが判明した場合には、適切な介護報酬の算定を行うよう、是正指導を行います。

4 1 5 介護保険制度の仕組みに対する市民の理解

市政出前トーク等を通じ、市民に対し、介護保険制度の仕組みや利用方法等を丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、市民啓発を行います。

4 1 6 介護サービスの普及・啓発の推進

利用者が個々の状態像に応じて必要な介護サービスを適切に選択していただけるよう、様々な機会を捉えて分かりやすい情報提供に努めます。

介護サービスの内容や利用方法の留意点等を紹介したガイドブック、介護サービス事業所の所在地や連絡先を記載した介護保険事業所情報（エリアマップ）等を作成するとともに、ホームページでも掲載します。

外国籍の方や障害のある方に対しても、利用しやすい方法での情報提供を行います。

また、京都市老人福祉施設協議会や京都府介護支援専門員会等の関係団体と連携し、高齢者やその家族、関係機関等への普及・啓発を図ります。

4 1 7 保険料の確実な徴収

保険料収入の確保は、安定した介護保険事業の運営にとって必要不可欠であることから、保険料の納付等について懇切丁寧な説明等により市民に理解を求めるとともに、保険料徴収率向上の取組を強化します。

保険料未納者に対しては、よりきめ細かな納付指導を行うとともに、保険料の負担能力を有しているにもかかわらず、一向に納付しない方に対しては、公平性の観点から財産の差押え等の厳正な対応を積極的行います。また、徴収体制のあり方を含め、滞納対策を一層効率的に推進するための方策についても検討します。

4 1 8 低所得者に対する支援＜新規＞

保険料の納付が困難な方に対しては、個別事情に応じ、納付相談を行うとともに、経常的に低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度について、対象者の拡充を行うなど、第4期の取組から更なる拡充を行います。

利用料については、国の基準に沿い、低所得者に対する負担軽減を行います。

また、介護保険を利用して住宅改修を行う場合には、利用者の一時的な負担を軽減するために、利用者から委任を受けた工事業者に本市が直接支払う受領委任払制度を実施していますが、福祉用具の購入についても、これと同様に、受領委任払制度を導入します。

（３）介護サービスの質的向上

利用者が安心して介護サービスを受けられるよう、サービスの質の確保及び向上が求められています。

本市においては、介護サービスの従事者に対する各種研修等を実施するとともに、市民やサービス利用者からの苦情・相談等に適切に対応し、利用者本位の質の高いサービスを提供していきます。

〔施策・事業〕

4 1 9 介護保険施設におけるサービスの質の向上への支援

介護保険施設に入所されている方の生活の質の更なる向上に向け、施設職員が利用者に寄り添い、機能訓練や排泄ケア、褥瘡予防をはじめとする処遇が適切に行われるよう、事業者に対して助言を行います。

また、職員の資質向上に向け、施設内における計画的な研修の実施を促し、介護保険施設におけるサービスの質の確保を図ります。

4 2 0 介護サービス従事者に対する各種研修の実施

長寿すこやかセンター，洛西ふれあいの里保養研修センター及び京都市老人福祉施設協議会等において，介護サービスに携わる職員に対する各種研修（認知症高齢者を介護する職員等の知識・技術の向上，介護指導者の養成，介護支援専門員の知識・技術の向上等）を実施し，サービスの質の向上を図ります。

4 2 1 介護福祉士等によるたん吸引等の実施への対応

介護職員によるたん吸引等の実施のための研修・登録等の制度については京都府が実施しますが，本市では介護サービス事業者に対し，各種情報の提供を行うとともに，実地指導等の際に，適切な運用について助言・指導を行います。

4 2 2 介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応

利用者や家族からの苦情・相談については，区役所・支所での対応のほか，介護サービス事業者や京都府国民健康保険団体連合会等とも連携して対応するとともに，必要に応じ，介護サービス事業者等への指導・助言を行います。

4 2 3 介護相談員派遣事業の充実

介護サービスの質の向上を図る観点から，介護相談員を介護保険施設などの介護サービス事業所に派遣することにより，利用者や家族が事業者に対し思いを伝え，ニーズの実現を図れるよう支援するとともに，施設のサービスについての介護相談員自身の気づきを事業者に伝えます。派遣対象事業所を拡充してきていることを踏まえ，より多くの事業所に派遣できるよう努めます。

4 2 4 介護サービス事業者に関する評価内容の公表

介護サービス事業者の組織運営及びサービス提供内容に当たっては，透明性を高め，サービスの質の向上・改善を支援すること，また，評価結果を公表し，利用者の適切なサービスの選択に資することを目的として，本市も参画する京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構において第三者評価を推進します。

さらに，本市が実施する事業者への集団指導等の機会を捉えて，受診を奨励します。

2 保健福祉サービスの充実

介護や支援が必要な状態であっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域の中で自立した生活を継続できるよう、介護サービス事業との連携を図りながら在宅保健福祉サービスや、高齢者を介護する家族への負担軽減策の充実を図ります。

軽費老人ホームや養護老人ホーム・盲養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の耐震化及び老朽化対策については、条件が整った施設から対策を進めるとともに、必要な指導・助言等の支援を行います。

〔施策・事業〕

4 2 5 配食サービスをはじめとする在宅福祉サービスの充実による生活支援

増加するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を支援するため、心身の状況に応じて、配食サービスや入浴サービスの提供、日常生活用具の給付等の生活支援サービスを提供します。

＜配食サービス＞



4 2 6 緊急通報システム事業の充実と利用者負担の公平化 1 3 7 再掲

緊急の事態が発生したときに、通報装置の緊急ボタンを押すと消防局指令センターに通報され、救急車等が駆け付ける緊急通報システムについて、これまで利用可能な回線がN T Tの一般電話回線（アナログ回線）等に限定されていたものを、一般回線以外の電話（I P電話等）でも利用可能となるよう検討します。

併せて、所得階層区分ごとに設定している利用料について、一部の利用者に負担が偏っているため、所得階層区分の基準と、区分ごとの利用料の見直しについて検討し、利用者負担の公平化を図ります。

4 2 7 すこやか生活支援介護予防事業の実施

介護保険の対象とならないものの、在宅生活を維持するうえで援助が必要な高齢者を対象に、すこやかホームヘルプサービスやすこやかショートステイサービスを実施し、要支援・要介護状態への進行を予防するとともに、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

4 2 8 家族への介護用品の給付、福祉用具の利用支援

在宅で重度の寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している低所得の家族を対象として、家族介護用品給付事業を実施します。給付内容については利用者の要望に沿って充実を図ります。

また、洛西ふれあいの里保養研修センターで実施している福祉用具の展示や利用に係る相談事業、長寿すこやかセンターで実施している自助具のフィッティングや改造に係る相談事業等により福祉用具の利用支援を図ります。

4 2 9 カウンセリング相談や家族介護者向け講習会等の充実をはじめとする介護家族への支援＜新規＞

長寿すこやかセンターにおいて、介護家族へのカウンセリング相談や、認知症の人と家族の会と連携した認知症の人の介護家族交流会等を実施し、地域社会における家族の孤立を防止し、家族の精神的な負担を軽減します。

また、家族介護をしている方を対象として府医師会の医療トレーニングセンターにおいて、たんの吸引等の医療的なケアや日々の口腔ケアなどについて、専門職からの講義や実技講習を実施し、知識や技術の習得を支援します。

4 3 0 短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の充実＜新規＞

介護者の急な疾病等により緊急に短期入所生活介護の利用が必要となったときに利用できる短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）について、ITネットワークを活用し、新たにホームページ上に空床情報を掲載するなど、更に利便性を高めます。

4 3 1 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営支援

環境上の理由及び経済上の理由で居宅において生活できない高齢者が入所できる養護老人ホームや、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安のある高齢者等が所得に応じた料金で入所できる軽費老人ホームについて、運営上の助言等の支援を行います。軽費老人ホームについては、広報の充実を図ります。

4 3 2 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの介護機能の強化

養護老人ホームや軽費老人ホームに入居されている方の要介護度が重度化しても、住み慣れた環境で安心して暮らし続けられるよう、施設の介護機能の強化を進めます。

4 3 3 高齢者福祉施設の耐震化，老朽化，防災対策

軽費老人ホームや養護老人ホーム・盲養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の耐震化，老朽化，スプリンクラー設備等の防災対策について，条件の整った施設から対策を進めるとともに，必要な指導・助言等の支援を行います。

4 3 4 地域における切れ目のない総合的なリハビリテーション体制の充実＜新規＞

失われた心身機能の回復を図るだけでなく，内的能力を引き出して家庭や社会への参加を可能にし，その後の人生を地域で過ごせるよう，医療，介護，保健，福祉などの関係者が地域にある既存の社会資源や連携基盤などを積極的に活かし，地域を基盤とした切れ目のないリハビリテーションサービスの提供体制を充実します。

4 3 5 難病のある高齢者への支援

保健センター・支所で，難病のある高齢者に対して訪問相談を実施するとともに，訪問介護員の派遣や日常生活用具の給付等を行います。また，専門医による医療相談を実施します。

4 3 6 精神疾患のある高齢者への支援

保健センター・支所で，精神疾患のある高齢者に対して，精神保健福祉相談や訪問指導を行い，日常生活上の指導や適切な医療につなぐなど，専門的な立場から地域で安定した生活ができるよう支援します。

また，こころの健康増進センターにおいても個別の相談に応じます。

4 3 7 高齢外国籍市民への支援

年金受給権のない高齢外国籍市民を対象に，本市独自の制度として実施している高齢外国籍市民福祉給付金支給事業について，国が制度化を図るまでの過渡的な施策として継続するとともに，国に対して無年金者の救済を制度的に解決するよう引き続き要望します。

4 3 8 リバースモーゲージ制度に関する研究の検討＜新規＞

高齢期における安定的な収入の確保手段の一つとしてのリバースモーゲージ制度について，実践的な方法の研究について検討するとともに，民間等で実施されている制度が広く活用されるよう，制度の周知に努めます。

3 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成

長寿化の進展に伴い、今後ますます市民の介護・福祉サービスの需要が高まるとともに質の高いサービスの提供が求められます。市民のニーズに合った介護・福祉サービスを提供するためには、担い手の確保・定着が不可欠です。

関係機関と連携し、介護・福祉に従事する方の労働環境や処遇の改善、専門性の確立、教育機関との連携や、介護・福祉が魅力的な仕事として社会的評価を得られるような取組など、介護・福祉サービス分野における人材不足や処遇を改善し、安定的に人材を確保し、育成する仕組みの構築に努めます。

〔施策・事業〕

4 3 9 介護職員の労働環境や処遇の改善

施設・事業所における人材育成の取組について、京都市老人福祉施設協議会等の関係団体とも連携し、キャリアパスに関する研究、協議を行うとともに、事業主や施設長に対する指導・支援を行います。

また、介護職員等の仕事の悩みの解消等のため、京都市長寿すこやかセンターにおいて、専門家による相談事業やメンタルサポートを実施するなど、離職防止に向けた取組を行います。

4 4 0 教育機関・養成施設等との連携による人材確保

介護が魅力ある仕事として評価されるよう、教育機関や養成施設等関係機関との連携を密にし、求職者や若年者の介護の職場に対する不安解消や意欲向上を図るとともに、相互理解を深めます。

4 4 1 潜在的有資格者の掘り起こし

関係機関と連携し、介護福祉士や訪問介護員等の資格を有していながら介護分野に就業していない潜在的有資格者が、再び介護分野で働くことができる取組を促進します。

4 4 2 多様な人材の参入・参画の促進

関係団体と連携し、介護についての社会的認知を高め、介護関連業務未経験者からも選択される業種となるよう啓発等の取組を促進します。

4 4 3 誰もが研修を受講しやすい体制の構築

洛西ふれあいの里保養研修センターにおいて、市内で実施される研修の情報をインターネット配信している「京（みやこ）・福祉の研修情報ネット」を活用し、だれもが研修を受講しやすい体制を整備することにより、介護職員の資質向上を図ります。

【数値目標】

目標指標	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修情報数	251件	261件	271件	281件

※ 各年度の累計件数について、毎年度10件増を目標とする。

4 4 4 社会的評価の向上に係る取組の推進

福祉・介護分野における人材確保のため、介護・福祉が魅力ある仕事として評価されるよう、京都市老人福祉施設協議会等の関係団体と連携の下、介護の日記念事業等を通じて、介護・福祉職の魅力や、やりがいについての啓発を図ります。

<介護の日記念事業>



4 4 5 専門性の確立やキャリアアップに係る各種研修の体系的な実施と認定制度の創設<新規>

利用者に対する質の高いサービス提供と介護人材の確保、定着を目的として、専門性の確立やキャリアアップにつながる各種研修を体系的に実施するとともに、一定の実務経験や知識・技術を身に付けた介護職員等を対象として本市独自の認定制度を創設します。